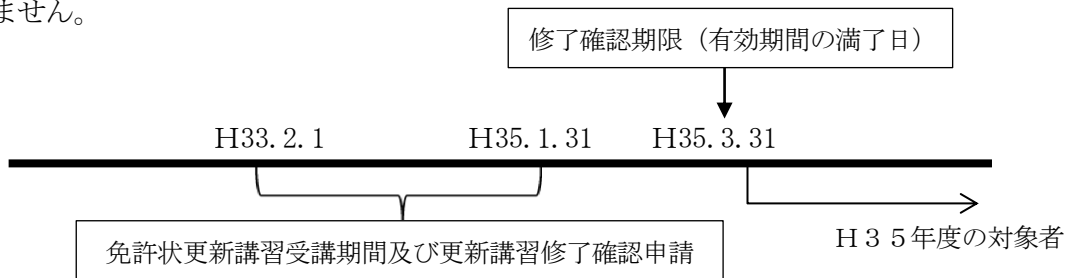


中堅教諭等資質向上研修の対象者Q & A

平成30年2月

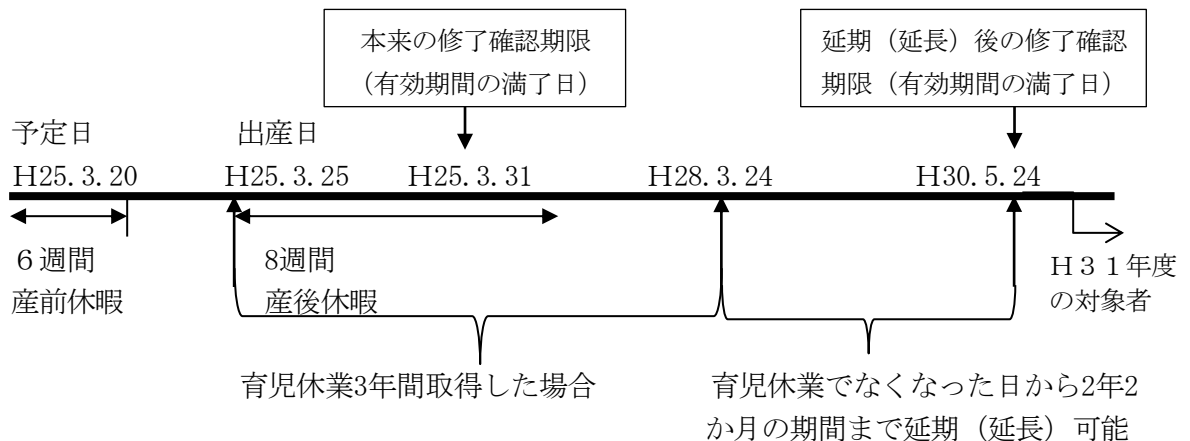
Q 1. 免許状更新講習の受講期間及び申請期間は2年間ありますが、最初の1年目で受講及び更新に係る申請書類提出を終えた場合、翌年度に中堅教諭等資質向上研修を受講できますか。

A 1. できません。中堅教諭等資質向上研修の受講対象者となるのは、修了確認期限（有効期間の満了日）の翌年度です。最初の1年目ですでに免許状更新講習を受講し更新に係る申請を終えていても、修了確認期限（有効期間の満了日）は免許状更新講習の受講期間及び申請期間（2年間）終了から2か月後となりますので、最初の1年目で受講及び更新に係る申請書類提出を終えていても、翌年度には中堅教諭等資質向上研修を受講できません。



Q 2. 育児休業等により修了確認期限の延期（有効期間の延長）を申請しました。その場合中堅教諭等資質向上研修の対象者となるのはいつですか。

A 2. 中堅教諭等資質向上研修の対象者となる、修了確認期限（有効期間の満了日）以外の条件が満たされていたら、新たに定められた修了確認期限（有効期間の満了日）の翌年度となります。



Q 3. 新免許状所持者で、複数の免許状をもっている場合、どの免許状の有効期間の満了日を基に中堅教諭等資質向上研修の対象者を決定するのですか。

A 3. 所持している免許状の有効期間のうち最も遅いものを基に決定します。ただし、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者で、教職経験年数が20年次を超えた者は、有効期間の満了日を迎えていなくても中堅教諭等資質向上研修の対象者とします。

Q 4. 臨時採用教員のと き、免許状更新講習を受講し、免許状を更新しました。これは、中堅教諭等資質向上研修対象者の条件である、免許状更新講習の受講及び免許状の更新を終えたと考えてよいのでしょうか。

A 4. いいえ。山口県で正規採用された後の免許状更新講習の受講及び免許状の更新を、中堅教諭等資質向上研修対象者の条件と考えます。

Q 5. 更新講習の免除対象者として、免許状の更新に係る申請を行いました。これにより、中堅教諭等資質向上研修対象者の条件である、免許状更新を終えたと考えてよいのでしょうか。

A 5. はい。免許状の更新に係る申請を行っているため、免許状更新を終えたと考えます。

Q 6. 次年度の中堅教諭等資質向上研修の受講者としての条件を全て満たしていますが、育児休業に入る予定です。その場合、中堅教諭等資質向上研修を受講するのはいつですか。

A 6. 原則として休職期間を終えた翌年度に中堅教諭等資質向上研修を受講することになります。詳細については、学校長を通じて総合教育支援センターにご相談ください。

※御不明な点がございましたら、以下にお問い合わせください。

県立学校

- ・ 中堅教諭等資質向上研修に関するご質問
→ やまぐち総合教育支援センター (083-987-1290)
- ・ 教員免許状や教員免許状更新講習の修了確認期限に関するご質問
→ 山口県教育庁教職員課人事企画班 (083-933-4550)

市町立学校

- ・ 中堅教諭等資質向上研修に関するご質問
→ 所管の市町教育委員会
- ・ 教員免許状や教員免許状更新講習の修了確認期限に関するご質問
→ 山口県教育庁教職員課人事企画班 (083-933-4550)